

第2期中札内村子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

中札内村

目 次

第1章	計画の策定に当たって	
第1節	計画策定の背景・趣旨	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画の期間	1
第4節	計画策定体制	1
第2章	中札内村の現状	
第1節	少子化の動向	3
第2節	家族や地域の状況	9
第3節	子育ての状況	11
第3章	計画の基本的な考え方	
第1節	基本理念	16
第2節	基本目標	16
第4章	子ども・子育て支援新制度にもとづく事業の展開	
第1節	子ども・子育て支援新制度の概要	18
第2節	教育・保育提供区域の設定	19
第3節	教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期	19
第4節	教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容	21
第5節	産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	21
第6節	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期	22
第5章	子ども・子育て支援関連施策の展開	
第1節	地域における子育て支援の充実	26
第2節	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	29
第3節	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	31
第4節	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援	33
第5節	ワーク・ライフ・バランスの推進	34
第6節	子育てを支援する生活環境の整備	35
第7節	子どもの安全の確保	37
第6章	計画の推進及び点検評価	38

〔資料〕	39
・ 中札内村子ども・子育て会議条例.....	40
・ 中札内村子ども・子育て会議条例施行規則.....	42
・ 中札内村子ども・子育て会議委員名簿.....	44

第1章 計画の策定に当たって

第1節 計画策定の背景・趣旨

我が国における少子高齢化の進展や核家族化、働き方の多様化などの影響を受けて子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを実現するためには、子どもや子育て支援のさらなる充実を図ることが重要となっています。

こうした中、国では、平成24年8月に子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から質の高い幼児期の教育・保育及び地域ぐるみで子育てを支援する体制などの計画的な整備を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

中札内村では、平成17年3月に「次世代育成支援行動計画（前期計画）」、平成22年3月に「次世代育成支援後期行動計画」を策定し、その後、子ども・子育て支援新制度の目的や意義を踏まえ、平成27年2月に「中札内村子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）を策定しました。第1期計画は、次世代育成支援後期行動計画の内容を引き継いだ子どもに関する総合的な計画であり、この計画に基づき、質の高い幼児期の教育・保育や子育て家庭のニーズに応じた子育て支援施策を推進してきました。

令和元年度に第1期計画期間の最終年度を迎えることから、幼児教育・保育の無償化や働き方改革などの状況を踏まえ、子ども・子育て支援に向けた取り組みをさらに効果的かつ総合的に推進するため、「第2期中札内村子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」に位置付けた計画とします。

本計画は、「中札内村まちづくり計画」や子どもの福祉や教育に関する他の計画などとの整合を図り、より具体性のある計画とします。

第3節 計画の期間

計画の期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

第4節 計画策定体制

1 「中札内村子ども・子育て会議」の設置

本計画の策定に当たっては、公募による村民、学識経験者及び労働者、子育て支援関係者で構成する「中札内村子ども・子育て会議」（以下「子育て会議」という。）を設置し、平成31年2月から令和元年12月までの期間において4回開催し審議を行いました。

2 村民の意見反映及び村民への広報活動

本計画の策定に当たっては、広く村民の意見を反映させるため、子ども・子育て会議を設置し、委員として村民に参画いただくとともに、アンケート調査によるニーズの把握を行い、令和2年1月9日から令和2年1月31日まで計画素案に対するパブリックコメントを実施しました。

また、子育て会議の設置、公募委員の募集などを、広報紙へ掲載し、広く村民へ周知を図るための広報活動を実施しました。

3 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

本計画の策定に当たっては、子育ての状況や保育サービス等のニーズを把握するため、就学前の児童や小学生の保護者全員を対象としたアンケートを実施しています。

アンケートの概要は次のとおりです。

ニーズ調査実施概要

区 分	調査対象者	調査時期	依頼数	調査方法	回収状況 (回収率)
就学前児童	0歳児から5歳児が いる保護者	平成31年2月27日 ～	199名	直接 配付	132名 (66.3%)
小 学 生	小学1年生から小学 5年生がいる保護者	平成31年3月31日	186名	・ 郵送	118名 (63.4%)

第2章 中札内村の現状

第1節 少子化の動向

1 人口推移と少子化の動向

平成31年1月1日現在の住民基本台帳による本村の総人口は3,913人となっており、このうち15歳未満の人口が491人で総人口の12.5%となっています。

また、15歳以上64歳以下の人口は2,296人で58.6%、65歳以上の人口は1,126人で28.8%となっています。

総人口に占める15歳未満の児童人口の割合は、平成7年と比較すると約4%減少しています。一方で65歳以上の人口の割合は約13%増加しており、中札内村においても少子高齢化が近年において著しく進展しているのが現状です。

表1 人口推移と少子化の動向（中札内村） (人)

区 分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成31年
15歳未満	708 16.4%	643 15.6%	574 14.4%	526 13.1%	519 13.0%	491 12.5%
15～64歳	2,937 68.0%	2,685 65.2%	2,503 62.8%	2,482 62.0%	2,359 59.4%	2,296 58.6%
65歳以上	674 15.6%	788 19.1%	906 22.7%	998 24.9%	1,088 27.4%	1,126 28.8%
総人口	4,319	4,116	3,983	4,006	3,966	3,913

資料 国勢調査、平成31年は住民基本台帳(平成31年1月1日現在)

表2 人口推移と少子化の動向（北海道） (人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成31年
15歳未満	898,673 15.8%	792,352 13.9%	719,057 12.8%	792,352 13.9%	608,296 11.3%	584,212 11.0%
15～64歳	3,942,868 69.3%	3,832,902 67.4%	3,696,064 65.7%	3,832,902 67.4%	3,190,804 59.2%	3,077,085 58.0%
65歳以上	844,927 14.8%	1,031,552 18.2%	1,205,692 21.4%	1,031,552 18.2%	1,582,633 29.4%	1,640,866 30.9%
総人口	5,692,321	5,683,062	5,627,737	5,683,062	5,381,733	5,304,413

資料 国勢調査、平成31年は住民基本台帳(平成31年1月1日現在)

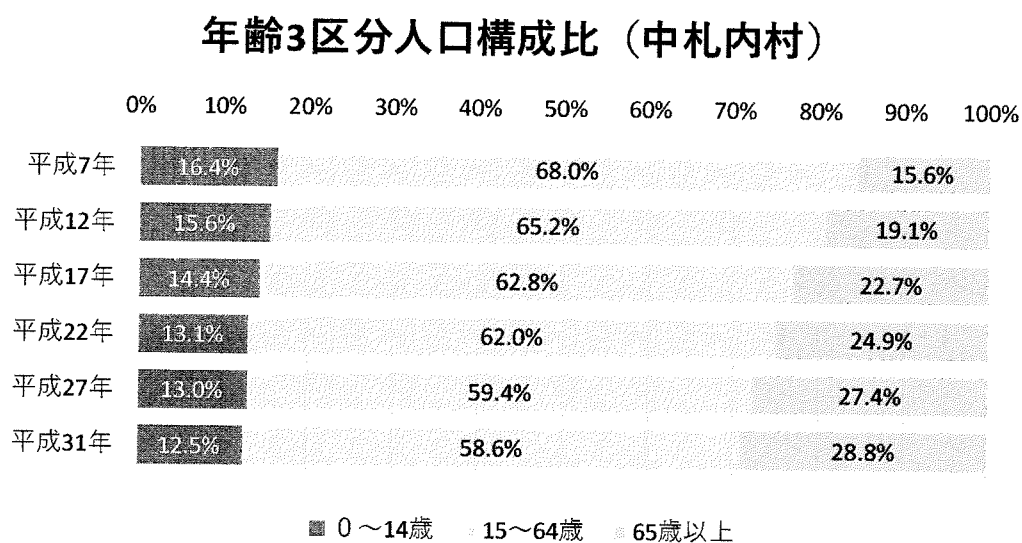
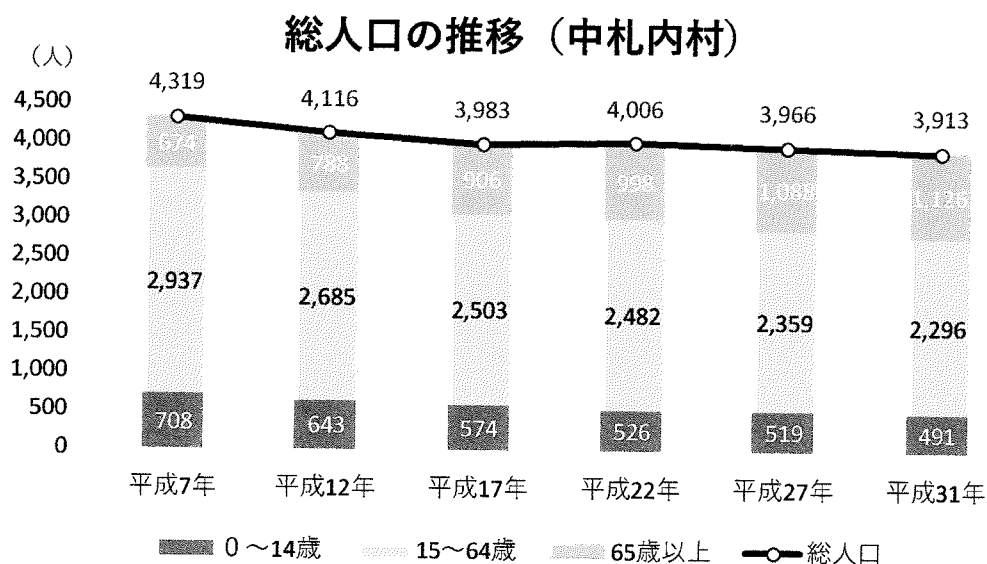
※年齢別外国人住民数が非公開となる市町村がある場合や、年齢不詳者の数により、各項の和と合計が一致しない場合もあります。

表3 人口推移と少子化の動向（全国） (人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	平成31年
15歳未満	20,013,730 15.9%	18,472,499 14.6%	17,521,234 13.7%	16,803,444 13.2%	15,866,810 12.4%	15,758,424 12.4%
15～64歳	87,164,721 69.4%	86,219,631 67.9%	84,092,414 65.8%	81,031,800 63.8%	76,288,736 60.0%	76,499,828 60.0%
65歳以上	18,260,822 14.5%	22,005,152 17.3%	25,672,005 20.1%	29,245,685 23.0%	34,919,199 27.4%	35,185,241 27.6%
総人口	125,570,246	126,925,843	127,767,994	128,057,352	127,094,745	127,443,563

資料 国勢調査、平成31年は住民基本台帳(平成31年1月1日現在)

※ 小数点以下の処理の都合及び年齢不詳者の数により、各項の和と合計が一致しない場合もあります。



2 出生の動向

近年の中札内村の出生数は、毎年30人前後を推移しています。

北海道の合計特殊出生率は、全国平均を下回っており、平成29年には1.29（全国1.43）と全国で46位であり、東京都に次いで、低い水準となっています。

表4 人口推移と少子化の動向

年	中札内村				北海道 合計特殊 出生率	全国合計 特殊出生率
	人口	出生数	出生率 (人口千人対)	合計特殊 出生率		
平成15年	4,073	30	7.4	1.29	1.20	1.29
平成16年	4,058	31	7.6		1.19	1.29
平成17年	4,022	29	7.2		1.15	1.26
平成18年	4,073	28	6.9		1.24	1.32
平成19年	3,994	30	7.5		1.19	1.34
平成20年	4,005	34	8.5	1.45	1.20	1.37
平成21年	4,004	27	6.7		1.19	1.37
平成22年	4,044	31	7.6		1.26	1.39
平成23年	4,041	33	8.2		1.25	1.39
平成24年	4,061	39	9.6		1.26	1.41
平成25年	4,077	27	6.6	—	1.28	1.43
平成26年	4,013	39	9.7		1.27	1.42
平成27年	3,955	34	8.5		1.31	1.45
平成28年	3,966	31	7.8		1.29	1.44
平成29年	3,926	27	6.8		1.29	1.43

資料 住民基本台帳(各年3月31日現在)、人口動態統計(各年12月31日現在)

(注1) 出生率とは、ある年に生まれた出生数をその年の人口で割って1000倍した人数

(注2) 合計特殊出生率とは、一人の女子が、その年次の年齢別出生率において、一生の間に子どもを生むとした場合の平均の子どもの数。

(注3) 中札内村の合計特殊出生率は、人口動態統計特殊報告による。平成25年から平成29年の合計特殊出生率は公表されていない。

3 婚姻の動向

(1) 婚姻率と離婚率

平成30年の中札内村の婚姻率は4.8で、平成23年以来7年ぶりに北海道及び全国の婚姻率を上回りました。離婚率は0.51と例年より低く、北海道及び全国と比較しても低い数値となっています。

表5 婚姻率と離婚率

年	中札内村		北海道		全国	
	婚姻率	離婚率	婚姻率	離婚率	婚姻率	離婚率
平成20年	4.6	0.26	5.3	2.30	5.8	1.99
平成21年	4.9	1.28	5.2	2.24	5.6	2.01
平成22年	4.3	1.26	5.2	2.30	5.5	1.99
平成23年	5.5	1.00	4.9	2.17	5.2	1.87
平成24年	3.5	1.24	4.9	2.13	5.3	1.87
平成25年	4.6	1.21	4.9	2.09	5.3	1.84
平成26年	3.4	1.22	4.8	2.04	5.2	1.77
平成27年	3.5	1.50	4.8	2.09	5.1	1.81
平成28年	3.2	1.00	4.6	1.97	5.0	1.73
平成29年	3.2	2.27	4.5	1.92	4.9	1.70
平成30年	4.8	0.51	4.4	1.90	4.7	1.66

資料 人口動態統計(各年12月31日現在)

(注1) 婚姻率とは、人口千人当たりの婚姻件数を示す率。

(注2) 離婚率とは、人口千人当たりの離婚件数を示す率。

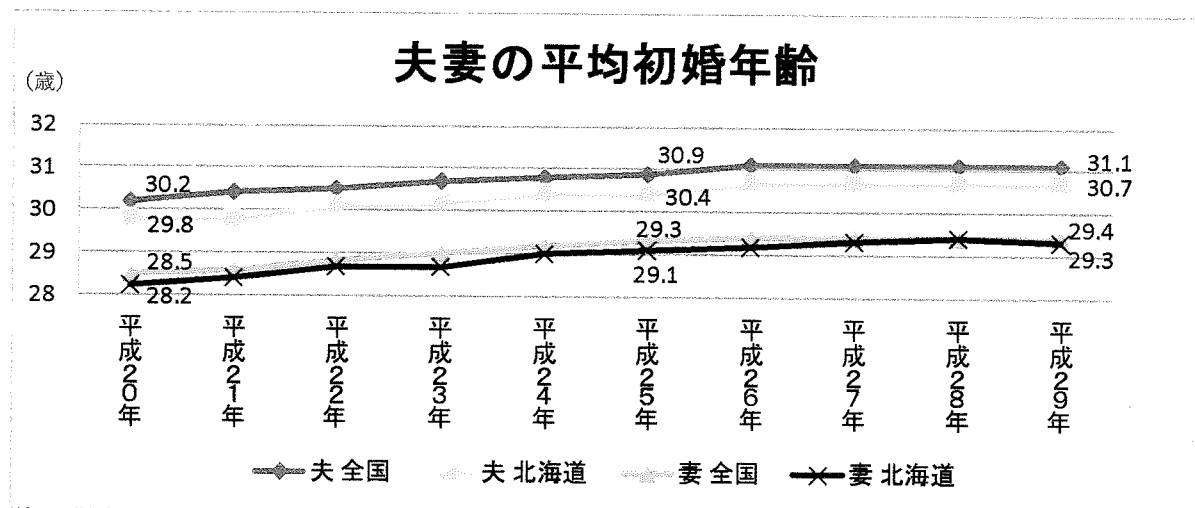
(2) 平均初婚年齢

北海道の平均初婚年齢は、全国と比較すると夫がわずかに若いですが、夫、妻ともに年々上昇しています。

表6 夫妻の平均初婚年齢

年	北海道		全国	
	夫	妻	夫	妻
平成20年	29.8歳	28.2歳	30.2歳	28.5歳
平成21年	29.8歳	28.4歳	30.4歳	28.6歳
平成22年	30.1歳	28.7歳	30.5歳	28.8歳
平成23年	30.2歳	28.7歳	30.7歳	29.0歳
平成24年	30.4歳	29.0歳	30.8歳	29.2歳
平成25年	30.4歳	29.1歳	30.9歳	29.3歳
平成26年	30.7歳	29.2歳	31.1歳	29.4歳
平成27年	30.7歳	29.3歳	31.1歳	29.4歳
平成28年	30.7歳	29.4歳	31.1歳	29.4歳
平成29年	30.7歳	29.3歳	31.1歳	29.4歳

資料 人口動態統計(各年12月31日現在)



4 晩産化、少産化の動向

全国・全道的に晩産化が進んでいますが、中札内村では顕著な傾向は見られません。平成29年の中札内村の状況をみると、25～29歳及び30～34歳での出産数が最も高い数値となっています。

表7 母親の年齢階層別出生数割合

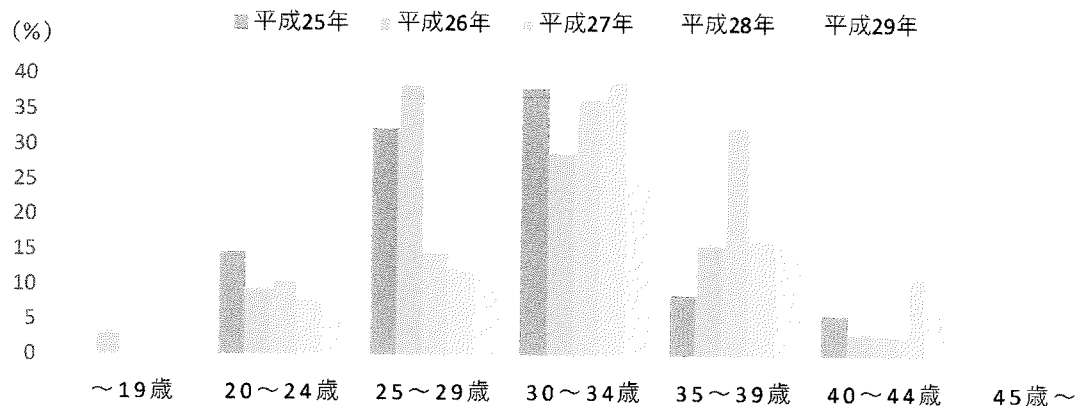
(%)

年	区分	出生数(人)	～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～歳
平成25年	中札内村	34	—	14.7	32.3	38.2	8.8	5.8	—
	北海道	38,190	1.3	10.8	28.8	33.7	21.0	4.1	0.1
	全国	1,029,816	1.2	8.8	27.4	35.4	22.3	4.5	0.1
平成26年	中札内村	31	3.2	9.6	38.7	29	16.1	3.2	—
	北海道	37,058	1.3	10.4	27.6	34.5	21.3	4.5	0.1
	全国	1,003,539	1.3	8.6	26.6	35.8	22.5	4.9	0.1
平成27年	中札内村	27	—	11.1	14.8	37	33.3	3.7	—
	北海道	36,695	1.2	10.3	27	34.9	21.9	4.5	—
	全国	1,005,677	1.1	8.3	26.0	36.2	22.7	5.2	0.1
平成28年	中札内村	24	—	8.3	12.5	50	16.6	12.5	—
	北海道	35,125	1.2	10.3	26.8	34.8	21.4	5	0.1
	全国	976,978	1.1	8.4	25.6	36.3	22.8	5.4	0.1
平成29年	中札内村	27	7.4	11.1	25.9	25.9	22.2	7.4	—
	北海道	34,040	1	10.2	26.5	35.3	21.6	5	0.1
	全国	946,065	1	8.3	25.4	36.5	22.9	5.5	0.1

資料 人口動態統計(各年12月31日現在)

※ 小数点以下の処理の都合及び年齢不詳者の数により、各項の和と合計が一致しない場合もあります。

母親の年齢階層別出生数割合（中札内村）



第2節 家族や地域の状況

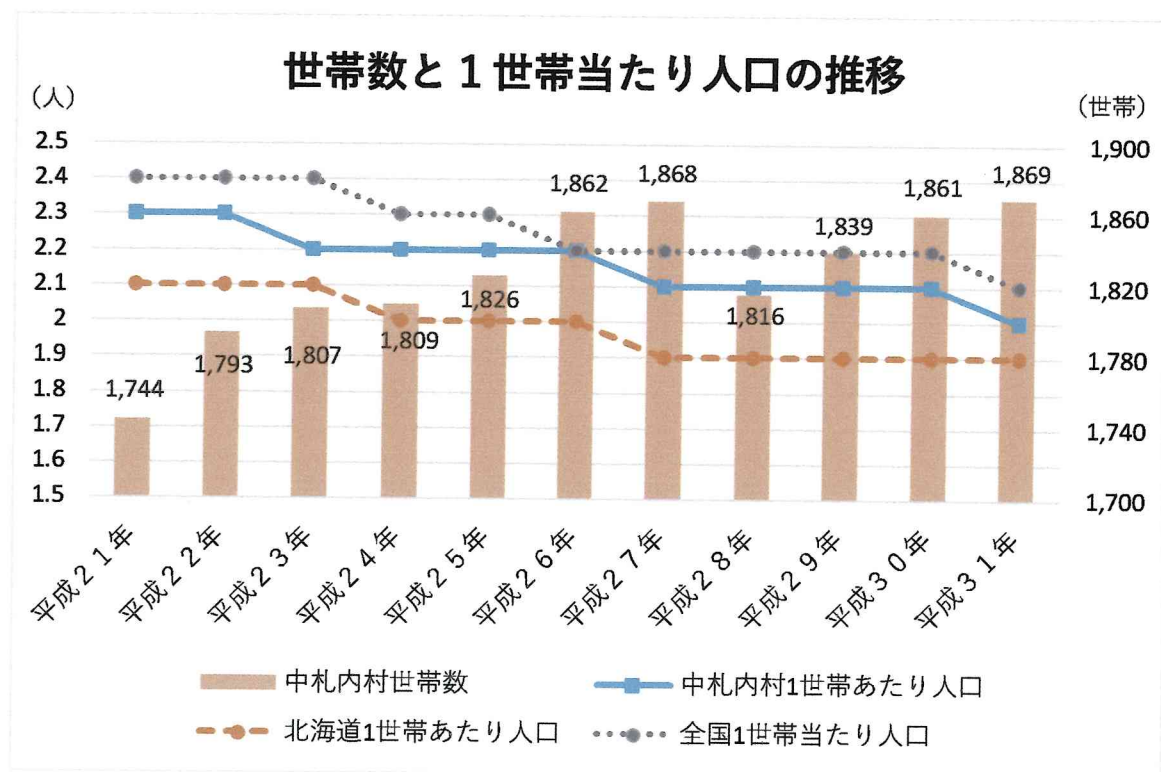
1 世帯の動向

中札内村の世帯数は、平成31年1月1日現在1,869世帯で、世帯数としては増加傾向にありますが、1世帯当たりの人口は全国・北海道と同様に微減しています。

表8 世帯当たり人口の推移

(人)

年	中札内村 世帯数	中札内村 1世帯当たり 人口	北海道 1世帯当たり 人口	全国 1世帯当たり 人口
平成21年	1,744	2.3	2.1	2.4
平成22年	1,793	2.3	2.1	2.4
平成23年	1,807	2.2	2.1	2.4
平成24年	1,809	2.2	2.0	2.3
平成25年	1,826	2.2	2.0	2.3
平成26年	1,862	2.2	2.0	2.2
平成27年	1,868	2.1	1.9	2.2
平成28年	1,816	2.1	1.9	2.2
平成29年	1,839	2.1	1.9	2.2
平成30年	1,861	2.1	1.9	2.2
平成31年	1,869	2.0	1.9	2.1



2 女性の就労状況

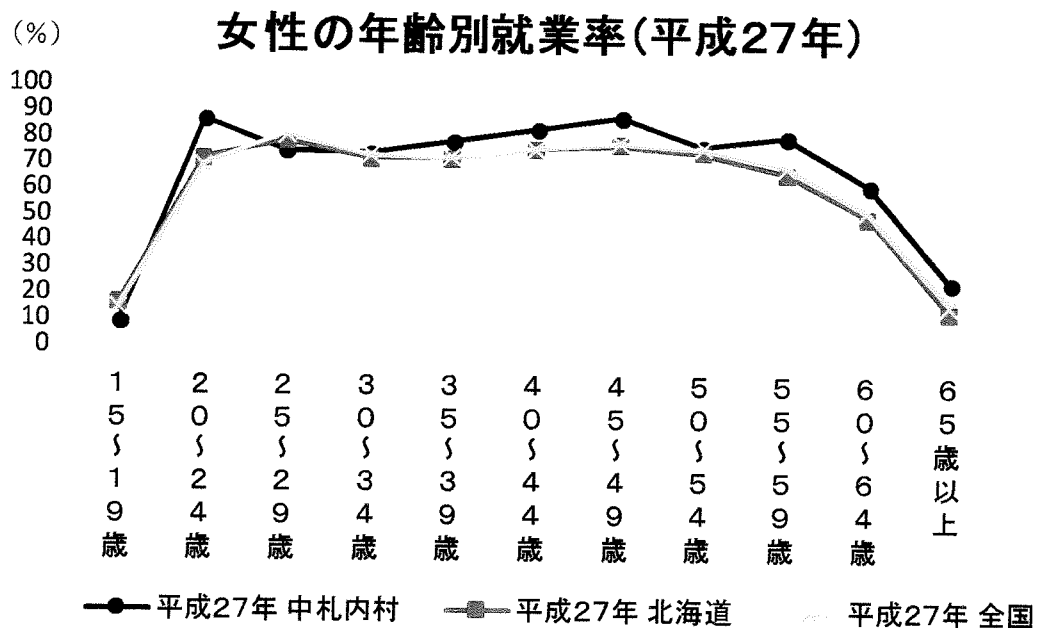
本村の女性の年齢階層別就業率の推移を見ると、ほとんどの年齢階層において、全国、北海道の水準を上回っています。

表9 女性の年齢階層別就業率

(%)

年度	区分	総数	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
平成17年	中札内村	57.6	17.6	86.3	83.3	65.6	81.4	84.3	86.4	82.7	73.5	54.2	24.4
	北海道	45.4	19.1	67.9	68.2	60.3	61.8	68.1	70.7	65.8	56.6	36.7	10.9
	全国	47.8	16.8	67.7	71.6	61.6	62.3	69.5	72.7	68.3	59.7	40.4	14.0
平成22年	中札内村	55.4	15.5	86.0	73.0	76.4	73.2	84.5	89.8	80.8	76.0	60.1	22.7
	北海道	45.2	17.1	68.3	71.4	64.8	64.8	69.6	72.5	69.2	60.1	42.8	11.0
	全国	47.0	14.9	66.0	72.4	64.7	64.0	68.4	72.2	70.5	61.8	45.7	14.1
平成27年	中札内村	55.2	9.6	87.5	75.2	74.5	79.2	83.0	88.5	77.3	80.8	62.1	25.3
	北海道	47.2	16.8	72.3	78.8	71.9	72.3	75.9	77.3	74.4	66.8	49.8	14.0
	全国	50.0	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	16.7

資料 国勢調査



第3節 子育ての状況

1 保育サービスについて

(1) 保育事業の概況

平成31年4月現在の村の保育施設は、認定こども園中札内きらきら保育園（保育所型認定こども園）と上札内保育園（へき地保育所）の2か所が設置されています。

認定こども園中札内きらきら保育園は、平成29年4月に認可保育所から認定こども園へ移行したことにより、「保育を必要としない3歳以上児」を受け入れすることができる、保育所と幼稚園を兼ね備えた施設となっています。

表10 認可保育所（認定こども園）の概況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保 育 所 数	1	1	1	1	1
保育所定員数(人)	140	140	160	160	160
入所児童数(人)	139	137	136	123	113
入 所 率	99.3%	97.9%	85.0%	76.9%	70.6%
障がい児保育 利用実人員	0	0	3	1	1

※ 入所児童数は各年4月1日現在の入所児童数

※ 平成29年度より「保育を必要としない3歳以上児」（1号認定）の定員20人分を追加しています。

表11 へき地保育所の概況

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保 育 所 数	1	1	1	1	1
保育所定員数(人)	30	30	30	30	30
入所児童数(人)	9	10	7	7	3
入 所 率	30%	33.3%	27.3%	27.3%	10%
障がい児保育 利用実人員	0	0	0	1	0

※ 入所児童数は各年4月1日現在の入所児童数

2 子育て支援サービスについて

(1) 中札内村子育て支援センターの概況

中札内村子育て支援センターは、子育て家庭への相談指導や子育てサークル等への支援のほか、気軽に訪れることのできる身近な交流・憩いの場としての機能を持ち合わせた施設です。

表12-1 中札内村子育て支援センターの概況(1)

相 談 の 状 況	平成30年度
電 話 相 談	4
支 援 時 相 談	95
来 所 相 談	6
そ の 他 の 相 談	23
計	128

表 1 2 - 2 中札内村子育て支援センターの概況 (2)

事 業 の 内 容	平成 3 0 年度	
	回数 (回)	人数 (人)
ち び ち び の 日	12	104
ぴ よ ぴ よ の 日	30	194
げ ん き の 日	72	819
な か よ し ひ ろ ば	11	83
上札内なかよしひろば	12	14
リフレッシュサロン	35	171
ミニ講座 (ベビーマッサージ)	12	42
フ ァ ミ リ ー 広 場	9	51
親 子 で あ そ ぼ う	3	18
ぱ ば の 日	3	19
給 食 試 食 会	3	11
お や つ 試 食 会	2	8
ベビマ・キッズサロン	4	14
計	208	1,548
乳児期の親子ふれあい遊び	6	17 組
サ ー ク ル 支 援	22	297 人
本 の 貸 し 出 し	58	160 冊

平成 3 0 年度の実施事業

◎劇団風の子 公演 「山を越え・川を越え」【2月27日】 162名参加

◎サークルでの子育てお話し会・・・3回開催、47名参加

◎子育てハガキ発送・・・413枚

◎支援案内・・・22通

◎新生児訪問・・・10件 (保健師と第一子出生又は転入宅へ訪問)

(2) 放課後児童クラブの概況

放課後児童クラブは、昼間保護者が家庭にいない児童を対象として、学校での授業終了後に遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、中札内村児童館で「中札内放課後児童クラブ」、上札内交流館で「上札内放課後児童クラブ」を実施しています。

表 1 3 放課後児童クラブの概況

児童クラブ名	中札内放課後児童クラブ	上札内放課後児童クラブ
実施場所	児童館	上札内交流館
平成26年度	64人	9人
平成27年度	75人	14人
平成28年度	83人	13人
平成29年度	76人	12人
平成30年度	79人	11人
平成31年度	80人	8人

※ 利用実人員は各年4月1日利用者数

※ 中札内放課後児童クラブは、平成26年まで小学校4年生まで受入、平成27年以降は小学校6年生まで受入

※ 上札内放課後児童クラブは、小学校6年生まで受入

3 母子保健事業について

主な母子保健事業の状況は以下のとおりです。

表 1 4 母子保健事業の概況

事業名	平成30年度
妊 娠 届	初 産 婦 経 産 婦 12人 12人
プレママ・ベビーケア教室	実 数 延 数 19人 19人
骨盤ケア・マタニティヨガ教室	実 数 延 数 7人 10人
新 生 児 訪 問	新 生 児 訪 問 乳 児 訪 問 未 熟 児 訪 問 4人 15人 0人
乳 幼 児 健 康 診 査	対 象 数 受 診 数 受 診 率 67人 66人 98.5%
1 歳 6 か 月 児 健 診	対 象 数 受 診 数 受 診 率 25人 25人 100%
3 歳 児 健 診	対 象 数 受 診 数 受 診 率 24人 24人 100%
随 時 の 乳 幼 児 相 談	相 談 数 154人
す く す く 相 談	延 数 91人
歯 科 健 診	北 大 乳 幼 児 北 大 母 幼 児 健 診 (1 歳 半 ・ 3 歳) 中学校(栄養) 273人 18人 49人 89人
巡 回 児 童 相 談	実 施 回 数 相 談 延 数 2回 5人
もぐもぐクッキング (離 乳 食 講 習 会)	対 象 数 受 講 数 受 講 率 66人 37人 56.1%
依 頼 に よ る 健 康 教 育 (そ の 他 の 健 康 教 育)	栄 養 回 数 参 加 人 数 1回 35人
	性 教 育 回 数 参 加 人 数 0回 0人
保 育 園 健 康 教 育	回 数 参 加 人 数 3回 82人
手 づ く り ご は ん 楽 校	回 数 参 加 人 数 1回 15人

4 小学校・中学校について

小学校2校、中学校1校が設置されています。在籍する児童生徒数は年々減少傾向にありますが、特別支援学級の児童生徒数は増加傾向にあります。

表15 小学校・中学校の概況

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
小 学 校 (2校)	209	218	214	225	224
中 学 校 (1校)	104	87	89	98	107
児童・生徒 合 計 数	313	305	303	323	331

表16 特別支援学級の概況

区 分		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
小学校 (2校)	学 級 数	6	8	7	8	8
	児 童 数	18	25	26	26	29
中学校	学 級 数	4	3	2	3	4
	生 徒 数	5	4	4	8	12
合 計	学 級 数	10	11	9	11	12
	児童・生徒数	23	29	30	34	41

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、中札内村における将来の活力ある社会の担い手育成にもつながるものであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子を持つ親自身の成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。

子ども・子育て支援の意義に関する理解の下、各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要です。

中札内村は、「みんなでつくる！笑顔あふれるまち！」をまちづくりのテーマとし、誰もが安心して子どもを生み育てることのできる環境を整え、家庭や地域における子育てへの支援を通して、すべての村民が生きがいを持って健やかに暮らすことができ、人と人とのつながりや温もりに満ちたまちづくりを進めます。

第2節 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、中札内村次世代育成支援行動計画の基本的な目標を継承しつつ、次の7つを「中札内村子ども・子育て支援事業計画の目標」として位置づけ、総合的かつ効果的に施策を推進します。

1 地域における子育ての支援

子どもを養育するすべての人が安心して子育てが出来るよう、地域における様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育て支援サービス等のネットワーク化を促進するなど、中札内村の持つ機能を有効に活用し、子育てに関わる人材等を効果的に活用した取り組みを推進します。

2 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点であり、子どもを生み、ゆとりを持って育てるための基盤となるものです。妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、乳幼児健診、新生児訪問、両親学級等の母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導等の充実を推進します。

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもが個性豊かに生きる力を育むことが出来るよう、それぞれの子どもの実態を踏まえ、学校・家庭・地域が協力し教育力を向上させるための支援体制の充実を推進します。

4 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立の支援、障がい児施策の充実等を通じ、支援を必要とする子どもが、地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

5 ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と子育てを両立するためには、働き方の見直しが必要です。国・北海道・関係団体等と連携を図りながら、仕事と子育てを両立するための支援策（法律）などの広報・啓発活動に努めます。

6 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと保護者が安心して暮らせるよう、住環境の整備や外出しやすい地域づくりなど、子育てに配慮した総合的なまちづくりを推進します。

7 子ども等の安全の確保

子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぐため、地域での見守りや、関係機関と連携した安全の確保対策を推進します。

第4章 子ども・子育て支援新制度にもとづく事業の展開

第1節 子ども・子育て支援新制度の概要

幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年度から子ども・子育て支援の新たな制度がスタートしました。

1 施設型給付と地域型保育給付の創設

認定こども園、幼稚園、保育所への「施設型給付」と小規模保育事業等への「地域型保育給付」が創設され、財政支援の仕組みが共通化されました。

施設型給付	○（新制度移行）幼稚園 ○保育所 ○認定こども園（幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型）
地域型保育給付	○家庭的保育 ○小規模保育 ○事業所内保育 ○居宅訪問型保育

2 教育・保育給付認定

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等の利用を希望する子どもについて3つの認定区分が設けられ、市町村が保育の必要性の有無などにに基づき認定し、認定区分によって利用できる施設が決められます。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	なし	認定こども園 幼稚園
2号認定	3～5歳	あり	認定こども園 保育所
3号認定	0歳、1～2歳	あり	認定こども園 保育所 地域型保育事業

3 地域子ども・子育て支援事業

13事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて推進していきます。

事業の名称	
○乳児家庭全戸訪問事業	○一時預かり事業
○養育支援訪問事業	○地域子育て支援拠点事業
○ファミリーサポートセンター事業	○利用者支援事業
○放課後児童健全育成事業	○妊婦健康診査事業
○子育て短期支援事業	○実費徴収に係る補足給付を行う事業
○延長保育事業	○多様な事業者の参入を促進するための事業
○病児保育事業	

4 幼児教育・保育の無償化

令和元年10月より、消費税率引き上げによる増収分を原資として幼児教育・保育の無償化が始まりました。これにより、3歳以上児及び市町村民税非課税世帯の3歳未満児の保育料が無償化されることとなりました。中札内村では、国が規定した無償化対象者の範囲をさらに拡大し、市町村民税課税世帯の3歳未満児の保育料及び3歳以上児の副食費も無償としており、子育て世帯の経済的負担軽減に努めています。

また、新たな制度として「施設等利用給付」が設けられ、新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設を利用している方についても、3歳以上児及び市町村民税非課税世帯の3歳未満児の保育料が無償化（利用事業に応じて上限額あり）されることとなりました。

第2節 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本計画においては、子どもや保護者が居住する身近な場所において、教育・保育が受けられる環境づくりを基本としつつ、これまでの施設利用の環境に基づいた体制づくりを進めていくこととし、中札内村全域を1つの単位とした教育・保育提供区域を定めます。

第3節 教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期

教育・保育の利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

※必要利用定員総数・・・幼児期の学校教育・保育の量の見込み

（1）1号認定（3歳以上、幼稚園または認定こども園を利用）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	16人	14人	13人	13人	12人
確保の内容	16人	14人	13人	13人	12人
特定教育・保育施設 （幼稚園、保育園、認定こども園）	16人	14人	13人	13人	12人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 2号認定(3歳以上、保育所または認定こども園を利用)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	63人	57人	54人	50人	50人
確保の内容	63人	57人	54人	50人	50人
特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園、認定こども)	63人	57人	54人	50人	50人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

(3) 3号認定(0歳、保育所または認定こども園を利用)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	7人	7人	7人	8人	8人
確保の内容	7人	7人	7人	8人	8人
特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園、認定こども)	7人	7人	7人	8人	8人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

(4) 3号認定(1～2歳、保育所または認定こども園を利用)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	29人	29人	31人	31人	33人
確保の内容	29人	29人	31人	31人	33人
特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園、認定こども)	29人	29人	31人	31人	33人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

※1～3号認定計

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要利用定員総数	115人	107人	105人	102人	103人
確保の内容	115人	107人	105人	102人	103人
特定教育・保育施設	115人	107人	105人	102人	103人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

第4節 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域における子育て力の向上を支援する必要があります。

中札内村では、さらなる保育の充実や保育の質向上を図るため、平成27年度から中札内きらきら保育園を「保育所」から「認定こども園」へ移行させる準備を進め、平成29年4月より「認定こども園 中札内きらきら保育園」として運営しています。認定こども園は、保護者が働いている、働いていないにかかわらず柔軟に子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能をもった施設です。

認定こども園移行後は、地域住民や教育委員会、外部講師と協力しながら「健康でしっかりとした身体づくり」「地域全体で子育て」「学校との連携を図る」の3点に力を入れて取り組んでいます。学校との連携に関しては、年長児の段階で子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、一人ひとりの様子を小学校に伝え、教員が子どもの特性を適切に把握した上で引き継ぎ、就学後の教育に生かすことができるよう連携強化を図ります。

第5節 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産前・産後休業、育児休業明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果を踏まえて計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

とくに、出産後、保育園等への入園時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則一歳到達時）に教育・保育施設、地域型保育事業等の利用を希望する保護者については、育児休業満了時から円滑に利用できるよう環境整備について努めます。

第6節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容及びその実施時期

子育て支援事業等の利用状況やニーズ調査等による利用希望を踏まえ、適切な量の地域子ども・子育て支援事業の提供が行えるよう、事業ごとに量の見込みを定め、確保内容とその実施時期を定めます。

1. 乳児家庭全戸訪問事業

保健グループ

すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行います。支援が特に必要と認められる場合には養育支援訪問事業に引き継ぎ支援します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	22	22	22	24	24
確保方策(人)	22	22	22	24	24

2. 養育支援訪問事業		保健グループ			
乳児家庭全戸訪問事業等により把握した支援が必要な家庭に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を実施します。					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	9	9	9	9	9
確保方策(人)	9	9	9	9	9

3. ファミリーサポートセンター事業

福祉グループ

地域において子どもの預かり等の援助を行いたい者と、援助を受けたい者からなる会員組織を設立して相互援助活動を実施する事業です。

村には会員組織がなく事業を実施していませんが、利用希望が増加した際の対策として、地域内における設置のほか、他の市町村に委託、又は他の市町村と広域的に連携して取り組むことができないか検討します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	0	0	0	0	0
確保方策(人)	0	0	0	0	0

4. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

福祉グループ

児童館と上札内交流館を利用して、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を行う事業です。

設置箇所数 2か所

令和元年度当初入所人数

- ・中札内 80人（内1～3年生：68人 4～6年生：12人）
- ・上札内 8人（内1～3年生：4人 4～6年生：4人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	102	98	87	76	71
1年生	31	29	18	19	19
2年生	29	26	24	15	16
3年生	19	19	18	16	10
4年生	12	15	16	14	12
5年生	7	7	8	10	9
6年生	4	2	3	2	5
確保方策（人）	89	87	87	76	71

5. 短期入所生活援助（ショートステイ）事業・夜間養護等（トワイライト）事業

福祉グループ

保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や経済的理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に実施施設（保育所等）において養育・保護を行う事業です。

村では事業を実施していませんが、今後利用希望があった場合は他の市町村に委託、又は他の市町村と広域的に連携して取り組むことができないか検討します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日/年)	0	0	0	0	0
確保方策(人日/年)	0	0	0	0	0

6. 延長保育（時間外保育事業）

保育園

保護者の仕事等のため、通常の保育園の利用時間を超えて児童の保育を希望する場合に行っています。18時30分以降の延長保育の実施はしていませんが、ニーズ調査において時間延長の要望があることから、保護者の勤務実態や必要性を検証するとともに、受入れ体制の構築が可能であるかを合わせて検討します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)	4	4	4	4	4
確保方策(人)	0	0	4	4	4

7. 病児・病後児保育事業					保育園
保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応等を行う事業です。 村では看護師を配置してまで常時必要としていないため実施はしていませんが、軽度な場合は保護者の都合により保育園で対応しています。ニーズ調査により要望があるため、地域内の医療機関等への委託、又は他の市町村と広域的に連携して取り組むことができないかを含めて検討を行います。					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日/年)	125	125	125	125	125
確保方策(人日/年)	0	0	125	125	125

8. 一時預かり事業（一時保育）					保育園
保護者の育児疲れの解消、保護者の急病や保護者の断続的な就労形態などに対応するため、一時的に預かる保育を行っています。 ・設置箇所数 保育所型 1か所（子育て支援センターで実施） ・対象児童：おおむね1歳6か月以上で保育園に入園していない児童 ・保育期間：月～金の8：15～17：15 ・利用回数：月12回まで ・平成30年度実績（延べ数）：93人（370回利用）					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人日/年)	370	370	370	370	370
確保方策(人日/年)	370	370	370	370	370

9. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）					子育て支援センター
子育て支援センターは、子ども同士の遊びの場、親同士の交流の場、子育てに関する情報交換ができる憩いの場、育児疲れから解放されるリフレッシュの場として実施しています。 問題を抱えている家庭への訪問による支援のほか、子供との接し方や関わり方が分からない親への支援を行い、安心して子どもを産み育てられる環境をつくるために、小学校入学後も含め幅広く相談支援等の対応をします。 ・設置箇所数 1か所					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人回/月)	131	131	139	143	147
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

10. 利用者支援事業		福祉グループ				
子ども又は保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。 子育て支援センターで対応していますが、令和2年度に予定している子育て世代包括支援センターの設置にあわせ、母子保健型による事業実施も検討します。						
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策	基本型・特定型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

11. 妊婦一般健康診査事業及び超音波検査事業		保健グループ			
妊婦の健康保持・増進のため妊娠中の健康診査について、受診票の交付により助成を行っています。妊婦1名に対して妊婦一般健康診査受診票は14枚、超音波検査は11枚交付しており、引き続き実施します。					
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	36人	36人	36人	36人	36人
	245回	245回	245回	245回	245回
確保方策	36人	36人	36人	36人	36人
	245回	245回	245回	245回	245回

12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業	福祉グループ
保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。国や道などの動向に応じた助成のほか、必要に応じた独自の助成なども検討します。	

13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	福祉グループ
特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進する事業です。 新規参入が見込まれた場合に、事業実施の必要性を総合的に検討します。	

第5章 子ども・子育て支援関連施策の展開

本計画の基本理念と7つの基本目標に基づく施策の方向性をもとに、計画期間中に中札内村が取り組みを行う各種施策の展開を記載するものです。

第1節 地域における子育て支援の充実

核家族化の進行や地域社会の変化に伴い、協力者や相談相手が身近にいないなど、子育てへの負担感が増大しているといわれています。

そのため、地域社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることが必要となります。

子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるよう、すべての子育て家庭を対象とした支援の充実を図ります。

(1) 子育て支援サービスの充実

14. 家庭的保育事業	福祉グループ
待機児童の解消を図ることを目的として、保育園から技術的な支援を受けながら、保育士又は看護師の資格を有する者の居宅等において、少人数の児童の保育を実施することで、保育サービスの供給を増やします。 村では事業の実施はしていませんが、待機児童が出た際には速やかに事業を開始できるよう支援します。	
15. 民間託児利用料助成事業	福祉グループ
村が認めた託児事業所の利用料について、2分の1を利用者へ助成する事業です。 現在、村では対象となる事業所がないため、開設にあたり民間の託児事業者への補助や誘致等を検討する必要があります。	
16. 家庭教育・相談事業	保健グループ・教育委員会
保健センターでは「妊産婦教室」等や随時の健康相談を実施し、教育委員会では、家庭の教育向上を目的とした教育講演会を地域協働型学校づくり協議会（CS）、PTAと連携して開催します。 事業の内容を周知し、また、事業を充実させ、多くの方に利用してもらえるように努めます。	
17. 子育て情報の提供	子育て支援センター
村の広報紙や子育て支援通信「げんき」、子育てハガキ等を活用し、子育てに関する情報を子育て家庭へ提供します。周知方法の見直しや内容の充実を図ります。	
18. 子育てのための施設等利用給付	福祉グループ
子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、認可外保育施設や幼稚園の預かり保育等を利用した際の利用料を支給します。（3歳未満児は住民税非課税世帯であって保育の必要性がある子どもに限ります）	
3. ファミリーサポートセンター事業（再掲）	

(2) 保育サービスの充実

19. 保育園環境整備	保育園
中札内きらきら保育園は平成 29 年に認可保育所から保育所型認定こども園へ移行しており、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れしています。 0・1 歳児の保育ニーズが増加傾向にあるため、施設内の配置や保育士・調理員の確保などの方策について検討します。 保育サービスを更に充実するため、職員の資質の向上（資格を持った正職員の適正配置、嘱託職員の研修など）・保育園の地域への開放（保護者が参加しやすい日程の保育参観、地域住民の保育見学の実施、お楽しみ保育での地域ボランティア（本の読み聞かせ）、食を通じての次世代交流（おやつ作り等）の実施）・外部講師による運動教室の実施・子どもの人数に応じた適正なクラス配置を実施するように努めます。 令和元年 10 月より、保育料及び副食費を全員無償としています。	
20. 休日保育	保育園
休日（日・祝）の開園は実施していませんが、ニーズ調査より一部の保護者から要望があるため、今後休日保育の必要性を検証し、保育関係の事業者等を含め対応の検討をします。	
21. 障がい児保育	保育園
保護者の労働又は疾病などの理由により、保育が必要な障がい児の保育を行っています。 保育園における受入れ体制のほか、対象児の状態なども考慮し、保護者との十分な対話により共通認識したうえで、可能な限り受け入れに努めます。	
22. へき地保育所	保育園
保護者の労働や疾病などの理由により、上札内保育園で保育が必要な児童の保育を行っています。	
5. 短期入所生活援助（ショートステイ）事業・夜間養護等（トワイライト）事業（再掲）	
7. 病児・病後児保育事業（再掲）	

(3) 子育て支援のネットワークづくり

23. 在宅における児童の支援	福祉グループ
NPO 法人が毎週金曜日に児童とその親を対象にしたミニデイサービスを実施しています。 NPO 法人が実施しているミニデイサービス等の情報を提供し、また、子育てサークルの活動情報の提供も行います。	
24. 地域安全推進協議会	総務グループ
各行政区等から選出された地域安全推進委員で地域安全推進協議会を構成しており、「子ども 110 番の家」の設置など、子どもが犯罪に巻き込まれることを防止する活動などを行っています。 「こども 110 番の家」マップを作成し配布するとともに、不審者が現れた場合、情報無線や防犯メールにより早急な周知を実施します。	
9. 地域子育て支援拠点事業（再掲）	
18. 子育て情報の提供（再掲）	

(4) 児童の健全育成

25. 児童館管理運営事業	福祉グループ
現在は、社会福祉協議会に指定管理者として運営を委託しています。児童館をこどもの城として特化しています。放課後児童クラブの児童とその他の児童の交流が図られるよう事業を実施します。 児童館を核とした、子育てサークルでの親や子ども同士の交流や、世代間の交流を実施します。	
26. 地域活動の充実	教育委員会
地域協働型学校づくり協議会（CS）において、コーディネート機能の充実、活動の継続発展・推進の取組み及び地域の特色を生かした活動を進めます。	
27. スポーツ少年団指導者の育成及び少年団活動への支援の充実	教育委員会
教育委員会は講習会等の情報提供や参加支援及び申込み集約の協力の他、少年団本部に対し自主的活動に係る支援として補助金を交付します。また、地域の人材を積極的に活用し、少年団活動の充実に努めます。	
28. 交流事業	教育委員会
高齢者・他地域の小中学生・障がい者・子育てをしている保護者とその子ども等との交流について、住民が自発的に活動している団体等の協力を仰ぎながら取り組みます。 特に高齢者と子どもの交流の機会を増やし、参加しやすい活動を増やすよう努め、学校間（小学校と中学校、中札内と上札内）の子ども同士の交流に積極的に取り組みます。 引き続き次の事業を実施します。 ①ポロシリ大学と子ども会との交流事業 ②いきいき自然体験隊（小学5・6年生） ③エバマカイ中学校（ハワイ州）との国際交流 ④川越市との交流	
29. 体験活動等	教育委員会
子どもが村内の豊かな自然の中で健やかに育つために、村内の公園や自然を利用し、自然体験活動や村の基幹産業である農業を取り巻く様々な資源を活用した労働体験など、子どもの健全育成に努めます。 ジュニアアウトドアスクールを継続して実施します。	
30. 民生委員・児童委員活動	福祉グループ
地域における身近な相談者として、地域福祉の充実に図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行っています。更に、児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、村民と協働した福祉活動の展開や情報提供を行います。 村内の各学校を訪問し、児童の状況についての意見交換を実施するほか、各学校行事への参加なども検討します。	
4. 放課後児童健全育成事業（再掲）	

第2節 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母子手帳発行時から始まる地域母子保健の流れの中で、医療との連携を考慮した連続的な関わりを展開し、ライフサイクルに合わせて一貫した支援ができるよう、サポート体制の充実を図ります。

(1) 子どもや母親の健康の確保

31. 母子健康手帳発行時の健康相談	保健グループ
妊娠の届出があった妊婦に対し母子健康手帳の発行を行うとともに、問診及び健康相談を行います。	

32. 各種教室事業	保健グループ
出産に向けての意識やイメージ・体づくりのために、出産前の「骨盤ケア・マタニティヨガ教室」、出産前後のお母さんの交流のために「プレママ・ベビーケア教室」、離乳食講習会で、離乳食や生活リズムについての健康教育を実施しています。 各種教室は、妊娠・出産・育児に必要な情報・知識を通して親になる心構えを養うとともに、育児をする仲間づくりとなることから事業を推進します。	

1. 乳児家庭全戸訪問事業（再掲）

33. 乳児健康診査事業	保健グループ
満3～4か月・7～8か月・12～13か月の乳児を対象に身体計測・問診・観察・診察などで、心身・運動・言語の発達確認を偶数月に実施しています。 生活習慣の自立への育児支援を行い、乳児の健全な発育発達を促すため引き続き実施します。 健診時には、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故予防のための啓発活動や事前アンケートによる家庭環境、虐待リスクの確認を行います。	

34. 1歳6か月・3歳児健康診査事業	保健グループ
1歳6か月から1歳7か月及び3歳0か月から3歳1か月の幼児を対象に医師による診察のほか、歯科医師の健診と南十勝こども発達支援センター専門員の発達相談などを奇数月に実施しています。 乳幼児の健全な発育発達を促すため引き続き実施します。	

35. 歯科健診及びフッ素・サホライド塗布	保健グループ
北大歯科健診を年2回（6月、12月）希望者に対し実施します。希望者にはフッ素の塗布、個別の歯科相談を行います。小・中学生には健診を全員に実施（6月のみ）、保育園と小学校にてフッ化物洗口事業を実施しています。 健診に合わせ、幼児をもつ親と中学生へ、虫歯予防のための健康教育を引き続き行います。	

36. 母子相談事業	保健グループ
電話・来所・訪問等で随時健康相談（保健師等対応）を実施しています。 母子の心身の不安を解消するために、引き続き実施します。	

37. 療育体制整備事業	保健グループ
乳幼児健診・個別相談で専門的な支援が必要と判断された場合、または保護者が希望した場合に対応しています。児童相談所による巡回児童相談（年2回）や南十勝こども発達支援センター及び子育て支援センターなど適切な支援が受けられるよう調整します。今後、更に適切なサービスを受けられるよう支援を行います。	

38. 予防接種事業	保健グループ
感染症の発生及び蔓延を予防するとともに、個人の発病・重症化予防のため、引き続き実施します。	

39. 不妊治療に関する情報提供等	保健グループ
不妊に悩む夫婦に対して、不妊治療に関する情報提供・相談業務、及び北海道が実施する特定不妊治療助成、男性不妊治療費助成及び不育症治療費助成事業に村単独の上乗せを引き続き実施します。	

(2)「食育」の推進

40. 栄養士による食指導の実施	保健グループ・教育委員会
妊娠期から思春期まで子どもの成長に合わせた栄養教育を実施しています。食べることは生きるための基本であり、子どもの健やかな心と身体の発達に欠かせないものであるため、今後も関係機関が連携し、取り組みを推進します。 乳幼児健診での個別栄養指導、随時に個別栄養指導を引き続き実施します。 中学校では、歯科検診時に栄養士による栄養指導を受けています。 学校栄養職員は各学校訪問交流や、各小学校で地元生産者・加工業者との交流事業の実施を推進します。	

41. 離乳食講習会（もぐもぐクッキング）	保健グループ
もぐもぐクッキングでは、離乳食の初期・中期・後期の赤ちゃんを持つ母親を対象に指導と調理実習を行います。	

42. 保育園での食育事業	保健グループ
食育サポーターと協力し、保育園での野菜栽培と収穫体験、栄養教育を開催しています。また、保護者向けの食育講演会を開催します。	

43. 中学校での食育事業	保健グループ
歯科健診時にあわせて村の栄養士による栄養教育を行います。	

44. 手づくりごはん楽校	保健グループ
食育サポーターと協力し、小学生を対象に、外部講師による調理実習を行います。	

(3) 思春期保健対策の充実

45. 性教育・喫煙・飲酒・薬物等に関する教育の実施	保健グループ・教育委員会
学校や地域において、自他の生命を尊重し、個人の生活での健康や安全に関する理解を深めるための教育・支援が必要です。学校や家庭等と協力し、幼児・児童・生徒及び保護者に対する教育や支援を実施します。	

(4) 小児医療の充実

46. 内科医・小児科医の充実	住民グループ
子どもたちが病気になったときに、安心して中札内村診療所で診てもらえるよう、広域利用を含めた今後の体制整備について検討します。 乳幼児健診は更別村診療所医師（小児科医）の協力を得て実施しています。	

47. 乳幼児・児童医療費助成事業	住民グループ
疾病の早期発見、早期治療により家庭における生活の安定に寄与することを目的に、中学3年生までの医療費自己負担分無料化を継続します。	

48. インフルエンザ予防接種助成事業	保健グループ
インフルエンザの発生及び流行を予防するため、満6か月児から高校3年生（年齢相当）までの児童・生徒のインフルエンザ予防接種に係る費用の一部を助成します。平成22年度より、非課税世帯に対して無料で接種しています。	

第3節 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

幼児期は、家庭での成長を踏まえて外の世界に足を踏み出し、人間形成の基礎を創るとも重要な時期です。

幼児期までの子どもの発育促進は、子どもたちの健やかな育ちの基盤であり、すべての教育の出発点となる家庭環境を整えることや、家庭と連携して幼児の発達段階を踏まえつつ、幼児期の道徳性の芽を伸ばし育てる適切な働きかけが必要です。

このため、幼児教育では、保護者の学習機会の拡充や幼児教育に対する情報提供、啓発活動や、共育の日の取組による子育てや家庭教育を支える地域の環境づくりを進めます。

学校教育では、確かな学力、豊かな心、健やかな体のバランスの取れた教育を進め、子どもたちが自立してともに生きる力を育み、社会の中で義務と責任を果たし、主体的に活躍できる人材を育成します。また、国際化や情報化などの社会環境の変化に柔軟に対応できる人材を育むための活動を推進します。

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

49. 総合的な学習の時間等における地域人材等の活用	教育委員会
幅広い学習内容に対応するため、地域ボランティアの活用を図ります。	
50. 生徒指導の充実	教育委員会
各学校でチャレンジテストの活用、長期休業中に算数教室などの取り組み、学校支援ボランティアによる地域学習サポートなどを行います。今後も支援体制の整備を図り、児童・生徒一人ひとりの豊かな心と健やかな身体の育成に努めます。	
51. 小中学校の図書館の充実	教育委員会
教育委員会、図書館司書、各学校の司書教諭の連携を通して、各学校の図書館の充実を図ります。	
52. 高等学校進学への支援	教育委員会
経済的な理由で進学を断念することがないように奨学金の貸付けを継続します。	
53. 心の教室相談の充実	教育委員会
スクールカウンセラーの配置や学校内の相談体制を充実し、児童・生徒や保護者との相談を継続して行います。	
54. 道徳教育の充実	教育委員会
道徳授業を積極的に行い、規範意識や自他の生命を尊重する教育の充実に努めます。また、郷土を愛し、ふるさとを大切にする心の教育の充実に努めるため、家庭や地域の人たちの協力により開かれた道徳教育を進めます。	
55. 自然・農業とのふれあい	産業課・教育委員会
農家の協力やJA 中札内村の支援を受け農業の見学授業を実施します。 また、札内川における自然観察や札内川ダムの見学授業を実施します。	
56. 開かれた学校づくり	教育委員会
学校評価、外部評価を行い、地域との協働による学校づくりを進めます。	

57. 学校施設の整備	教育委員会
安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を計画的に行い、教材・備品の充実を図ります。	

58. 指導主事の配置	教育委員会
小中学校における新学習指導要領に対応した教育課程の育成など、学校教育に関する専門的事項の指導を行うため、更別村と共同で配置し、学校教育をサポートします。	

40. 栄養士による食指導の実施（再掲）

（２）家庭や地域による教育力の向上

59. 家庭の教育力の向上	教育委員会
家庭、学校、地域が一体となり子どもたちを育てていくために、平成 22 年度に制定した「中札内村共育の日」の理念を基本に、子どもの基本的な生活習慣やしつけの向上を地域全体で進めます。	

60. ブックスタート及びブックフレンド事業	保健グループ・教育委員会
7～8 か月健診時に絵本の引換券を配布し、絵本を手渡ししています。絵本を通して赤ちゃんと保護者が向き合い、あたたかい時間をもつきっかけとなるよう働きかけ支援していきます。また、フォローアップ事業として、3 歳児を対象に絵本をプレゼントするブックフレンド事業を継続して行います。	

61. 子ども会活動の育成	教育委員会
子ども会育成連絡協議会を中心に、子ども会活動の活性化を図ります。また、活動内容は子どもが中心に企画するようにし、それを、子ども会育成連絡協議会が支援するように努めます。	

62. 放課後子ども教室	教育委員会
小学校の余裕教室や空き店舗などを活用して、地域の多様な方々の協力を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組む事業です。 放課後子ども教室は実施していませんが、学力向上の取り組みとして、小中学校において長期休業中の算数教室や個別授業を実施しています。	

63. 学校開放事業	教育委員会
村における生涯学習の振興のため、学校施設を学校教育に支障のない範囲で一般村民に開放しています。	

64. あそびの城づくり	福祉グループ
南十勝年輪レクリエーション協会のメンバーが毎月第 3 土曜日を基本に中札内・上札内の放課後児童クラブの子どもたちへ遊びや体験を提供しています。	

9. 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）（再掲）

28. 交流事業（再掲）

第4節 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は深刻な社会問題であり、その発生の未然防止から早期の対応、特に支援を必要とする家庭については、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげる必要があります。

そのため、虐待を受けた子どもやその家族に対し、専門的な知識・技術に基づく支援を充実させ、虐待の予防から早期の発見と保護、保護者への指導、保護された子どものケアに至る総合的な対策を講じます。

65. 要保護児童対策地域協議会	福祉グループ
村、学校、村立診療所、警察、児童相談所など子どもに関係する機関が連携して児童虐待の未然防止などの対応を行っています。連絡会議や専門部会での研修を開催するなど関係機関とのネットワークの強化を図り、迅速な問題解決に取り組みます。	

66. 児童虐待早期発見	保健グループ
妊娠届出時から乳幼児健診まで問診項目で生活・子育て環境を把握し、また子育て支援センターでの児童の状況把握等を行っています。 子育て支援の必要な保護者の早期発見・早期支援に結びつくための事業を進めます。	

1. 乳幼児家庭全戸訪問事業（再掲）

2. 養育支援訪問事業（再掲）

30. 民生委員・児童委員活動（再掲）

33. 乳児健康診査事業（再掲）

34. 1歳6か月・3歳児健康診査事業（再掲）

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等は、子育てと生計の担い手という二重の役割を一人で担うため、子どもの養育や健康、経済面などに大きな不安を抱え、様々な困難に直面しています。また、親との死別・離別は、子どもの生活を大きく変化させるものであり、子どもの成長過程において生じる諸問題についても、十分な配慮が必要です。

そのため、ひとり親家庭に対する相談指導体制の充実や社会的経済的自立に必要な情報の提供を進めていきます。

67. 相談指導体制	保健グループ
母子・父子家庭の心身の健康上の相談や関係行政機関の相談窓口の紹介など、相談体制の充実や、施策・取り組みについての情報提供を図ります。健診や各事業を通して、支援が必要と判断される場合は積極的な支援を行います。	

68. 保育園の入園及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮	福祉グループ
ひとり親家庭等の児童の健全な育成を図るため、保育園及び放課後児童クラブの優先入所や利用料の減免など、各種支援策について検討します。	

(3) 障がい児施策の充実

障がいの早期発見と早期療育を通じて、障がいのある子どもの健やかな成長と自立を支援します。

保育園においては、障がい児の受入れを推進するとともに、放課後児童健全育成事業においても同様に障がい児の受入れを推進し、受入れに当たっては、各関係機関との連携を図ります。

69. 南十勝こども発達支援センター	福祉グループ
大樹町にある「南十勝こども発達支援センター」で、発達の遅れがある児童の通園事業を広域で実施し、併せて交通費、利用料の一部助成を継続実施します。	

70. 教育支援委員会	教育委員会
保育園、学校、村内関係者と連携を図り、発達支援児童の情報共有を図ります。	

1. 乳幼児家庭全戸訪問事業（再掲）
2. 養育支援訪問事業（再掲）
4. 放課後児童健全育成事業（再掲）
21. 障がい児保育（再掲）
33. 乳児健康診査事業（再掲）
34. 1歳6か月・3歳児健康診査事業（再掲）
37. 療育体制整備事業（再掲）

第5節 ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取り組みの共通理解を促進し、労働環境の整備に向けた啓発を実施していく必要があると考えます。

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

71. 男女共同参画の推進によるワーク・ライフ・バランスの実現	企画財政グループ
「中札内村男女共同参画推進計画」に基づく施策に取り組み、村広報紙やホームページ等で「仕事と家庭生活の両立」についての情報提供や意識啓発を行います。	
72. 民間事業者への育児休暇等制度の周知	企画財政グループ
民間事業者が育児休暇・育児休業など、制度の整備と適正な運用が実施できるよう積極的に周知します。	

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

3. ファミリーサポートセンター事業（再掲）

4. 放課後児童健全育成事業（再掲）

5. 短期入所生活援助（ショートステイ）事業・夜間養護等（トワイライト）事業（再掲）

7. 延長保育（再掲）

15. 民間託児利用料助成事業（再掲）

20. 休日保育（再掲）

第6節 子育てを支援する生活環境の整備

生活の基本となる住宅・住環境整備については、民間活力の活用も図りつつ、中札内に住んでいる、これから住みたいという方のニーズに応え、宅地分譲地の紹介、空き地・空き家、民間アパート情報など総合的な住情報の提供を図るほか、公共施設等の緑化を含む自然環境保全・活用や安全な道路交通環境の整備を進め、生活環境の向上に努めます。

“あらゆる世代の方”が、ライフスタイルの変化に応じた“安全・安心な暮らし”を実現できる住まい、環境づくりをめざします。

また、ベビーカーの通行に不向きな段差が多いなど、妊産婦や乳児とその親が外出する際の障がい等を解消するバリアフリー化を推進します。

(1) 良質な住宅の確保

73. 移住促進奨励金	施設グループ
世帯主または配偶者が40歳未満又は中学生以下の子どもがいる方が、村内に移住するために住宅を新築又は購入した場合に1戸につき50万円助成します。 また、住宅を新築又は購入した方に「定住促進奨励金」として、固定資産税相当額を5年間助成し、さらに、「中札内スタイル住宅」建築基準に適合する住宅を新築した方に住宅1戸につき50万円（北海道が推奨する北方型住宅に登録された場合、助成額は30万円上乗せし80万円）助成します。	

74. 公共賃貸住宅の優先入居	施設グループ
子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、小さな子どものいる世帯に対する公共賃貸住宅における優先入居の実施等に積極的に取り組みます。	

75. 住宅の情報提供	企画財政グループ
民間賃貸住宅に関する情報提供を行います。	

(2) 良好な居住環境の確保

76. 公営住宅のユニバーサルデザイン化	施設グループ
子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のユニバーサルデザイン化などの取り組みを推進し、情報提供に努めます。	

(3) 安全な道路交通環境の整備

77. 歩道等のバリアフリー化	施設グループ
妊産婦、児童、障がい者、高齢者などが安全に歩行できるよう、歩道等整備に併せてバリアフリー化を検討します。	
78. 関係機関との協議	総務グループ・施設グループ
事故の危険性の高い通学路、交差点において、スピードの出せない道路への改良の検討、関係機関へ信号機の設置等の要請を行います。また、道路・歩道の改修に併せて関係機関と安全性向上に向けての協議、検討を行います。	

(4) 安心して外出できる環境の整備

79. 公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化	施設グループ
妊産婦、乳幼児連れの方等すべての人が安心して外出できるよう、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく基本構想等を踏まえ、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進します。	
80. 子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	施設グループ
公共施設の改修等に合わせ、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置などの子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を推進します。	

(5) 安全・安心まちづくりの推進等

81. 児童公園の整備	福祉グループ
既存の公園遊具は、定期的に点検整備を行い、危険な遊具については改修又は撤去します。ニーズ調査より大きな公園の設置や遊具の充実について要望があるため、関係各課と協議のうえ設置の可能性について検討します。	

第7節 子どもの安全の確保

関係機関と連携した協力体制を図りながら、子どもを犯罪等被害や交通事故から守り、安全確保に努めます。

広報紙や防犯メールによる近隣の犯罪発生状況や不審者情報の提供、街路灯・防犯灯の整備推進、青色回転灯搭載車による防犯パトロールの実施など積極的に取り組みます。

交通安全の推進や防犯対策については、村内の地域住民、事業所、各種団体で構成された中札内村地域安全推進協議会が中心となり、北海道警察及び中札内駐在所と連携を図りながら全村をあげて安心して住みよい地域社会の実現をめざします。

(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

82. 交通安全教室	総務グループ
小学生を対象として、横断歩道の歩行や自転車の運転など、実践型の交通安全教室を行っており、内容の充実に努めます。	
83. 交通安全の確保	総務グループ
交通安全週間における街頭啓発や、役場職員組合及び地域安全推進協議会によるチャイルドシートの無料貸し出しなど、交通安全に継続して取り組みます。	
84. 通学路等での見守り	総務グループ・教育委員会
地域ボランティアや小中学校PTAによる、子どもの登下校時の見守り活動を、地域安全推進協議会の通学路部会と連携して取り組みます。	
85. 地域安全推進協議会への支援	総務グループ
地域安全推進協議会は、各行政区から推薦された村民・各種団体・企業等、行政関係で構成されており、地域の実態に即した安全活動の推進、広報啓発活動の推進等、防犯活動を行っていることから、今後も活動を支援します。	

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

86. 子ども110番の家の充実	総務グループ
子どもが不審者から声をかけられたりした場合など、子どもがかけ込むことができる「子ども110番の家」を村民の協力により設置しており、今後も継続します。 子ども110番の家のマップを作成し、児童・生徒、事業所、公共施設等に配布し充実に図ります。	
87. 犯罪等の情報提供	総務グループ
防災無線や防犯メールを利用した不審者情報等の情報提供を推進します。	
88. 被害にあった子どもの保護の推進	福祉グループ
犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等学校等の関係機関と連携したきめ細かな支援を進めます。	
24. 地域安全推進協議会（再掲）	

第6章 計画の推進及び点検評価

個別事業計画の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

（１）計画の推進体制と確保

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検するとともに、子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

（２）計画の点検評価

子ども・子育て支援事業計画は、中札内村子ども・子育て会議等を活用し、PDCAサイクルに基づいて毎年度点検・評価・公表を行います。

